

第31回国家戦略特別区域諮問会議 小池東京都知事 提出資料

高度人材の受入促進に向けた同性パートナーの在留に係る特例の創設

- 国際金融都市の実現等に向けて、フィンテックなど金融や、IoTなど第4次産業革命関連の外国企業を誘致するには、高度外国人材の受入れを促進する必要。
- 高度外国人材の中には、LGBT^(※)の方々が一定割合いるものと思料。

(※) LGBTとは、下記の性的マイノリティ(性的少数者)の頭文字をとって作られた言葉。

Lesbian(レズビアン: 女性同性愛者)、Gay(ゲイ: 男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル: 両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー: 身体の性と異なる性別で生きる人、あるいは生きたいと望む人)

- 諸外国にも、「LGBT」の方々が一定存在。
(人口に占めるLGBTの割合: アメリカ5.6%、フランス6.5%、カナダ10.0% ※1)
- アメリカでは、LGBTの世帯収入は、全体平均に比べ高い。
(LGBT 世帯\$61,500、全体平均 \$50,000 ※2)

※1 釜野さおり. (2016). 「LGBT施策の背景と効果」, 独立行政法人 労働政策研究・研修機構. (2016). 『諸外国のLGBTの就労をめぐる状況』, カナダ政府統計結果
※2 Prudential Financial. (2012). The LGBT financial experience: 2012-2013 Prudential research study.

- 現在、外国で有効に成立した同性婚による配偶者は、原則在留が認められるが、パートナーシップ制度に基づく公的な登録^(※)を行った同性パートナーは、在留が認められない。

(※) 例えば、オーストラリアは、連邦政府において同性婚を認めていないが、一部の州政府及び地方都市が同性パートナーシップを承認。

⇒ 一方のパートナーが高度人材として在留できても、他方のパートナーの在留が認められないことで、都内進出を見合わせる恐れ。

同性パートナーの在留に係る特例の創設

- 高度外国人材の受入促進による金融系外国企業等の進出の加速化、LGBTの方々も活躍できるダイバーシティ実現の観点から、同性パートナーの在留に係る特例が必要。

(例) 入国・在留審査上、パートナーシップ制度に基づく登録を行った同性パートナーについて、同性婚の配偶者と同様の扱いとすること。

※なお、同性婚の配偶者も、通知ではなく告示で明確に規定することが望ましい。

【参考】同性婚の配偶者に対する入国・在留審査の取扱い(法務省通知)

- ・在留資格にいう「配偶者」には、外国で有効に成立した婚姻であっても同性婚による配偶者は含まれない。
- ・ただし、諸外国における法整備の実情や人道的観点からの配慮から、同性婚による配偶者については、原則、在留資格「特定活動」により入国・在留を認めている。

「選択的介護」モデル事業について

- 都内高齢者人口は約300万人、うち、40万人が要介護高齢者。利用者の選択的介護への潜在ニーズが見込まれる
- 都と豊島区による選択的介護の提案募集では18社から提案、事業者の関心も高い
- 現在、都と区は、平成30年度からのモデル事業の実施に向け検討中

課題

- 現状、介護保険サービスと保険外サービスを同時・一体的に提供する場合は、「明確な区分」が求められる。
- ⇒しかしながら、「明確な区分」の方法等が不明瞭なため、保険者も、事業者も二の足

「明確な区分」が不明瞭なことによる不都合

- ☑ 家族分の食事は、要介護者分の調理が終わった後に、保険外として調理
- ☑ ペットの世話や花の水やりは、ヘルパーがエプロンを取り換える等の対応あり
- ☑ デイサービスの送迎は、利用者が自宅途中のスーパーでの降車を希望しても、降ろせない

検討中のモデル事業

○ 30年度実施予定

都及び豊島区においては、事業者実態等を把握し、介護保険サービスの公正性確保などへの適切な配慮・措置を講じながら、「明確な区分」の方法等を29年中に整理

豊島区において、30年度からモデル事業を実施し、効果や問題点を検証

- 介護を担う家族分の家事支援の一体的提供(家族分の食事の調理、洗濯等)
- 利用者本人向けの短時間で提供できる付加的な生活支援サービスの一体的提供(ペットの世話、家電不具合の調整等)

平成30年度早期にモデル事業に着手できるよう、国においては、都及び豊島区での整理等に対し、法令上の解釈を明確にしていきたい。

○ 31年度実施予定

31年度実施に向けては、下記の事業を検討中

- ホームヘルパーのグループ指名等の高付加価値サービス、デイサービスの送迎車の活用等の経営資源の有効活用等

提案事項・メニューの活用

提案事項

【東京2020大会時の外国人旅行者のビザ緩和】

○中国などはビザが必要、ビザ不要でも滞在が短期である国もあることから、外国人旅行者の拡大効果を日本全体に波及させるため、大会時のビザ緩和(例:滞在期間の拡大、ビザ免除)

【東京自動走行ワンストップセンターの設置】<区域計画の変更>

○国家戦略特区制度の下に「東京自動走行ワンストップセンター」を設置し、実験構想段階から実施に至るまでの相談等を一括して受け付け、関係機関の協力の下でスピーディーに対応

【国家戦略特区税制の拡充】

○国際金融都市の実現に向け、国家戦略特区税制(所得控除制度)の適用対象に資産運用業とFinTechを追加

【事業系使用済小型家電回収の手続緩和】

○資源のリサイクルを一層促進させるため、排出事業者による廃棄物管理票の交付免除など廃棄物処理法に基づく手続を緩和

メニューの活用

【国際金融都市の実現に資する都市再生の推進】<区域計画の追加>

○八重洲、虎ノ門・麻布台、三田、浜松町地区で、プロジェクトの手続をワンストップ化・迅速化する都市計画法等の特例を活用し、金融系外国人材・企業等が活躍できる生活・ビジネス環境を整備

【外国人材の医療環境の整備】<区域計画の追加>

○金融系外国人材等が英語などで安心して受診できる医療環境を整備するため、外国人医師特例を活用し、外国人医師が自国民に限らず外国人一般を診療できる医療機関を追加

【島焼酎特区の活用】

○酒税法の特例を活用し、青ヶ島村の「初垂れ(はなたれ)」等の製造・販売を可能とすることで、多摩・島しょ地域の観光振興・活性化に貢献

都民ファーストでつくる「新しい東京」を目指して

セーフ シティ

もっと安全、もっと安心、
もっと元気な首都・東京

<一時滞在施設>



<食料備蓄倉庫>



ダイバーシティ

誰もがいきいきと生活できる、
活躍できる都市・東京



<保育サービスの
更なる推進>

<介護サービスの
更なる充実>



スマート シティ

世界に開かれた、
環境先進都市、
国際金融・経済都市・東京

<東京開業ワンストップセンター>



<今回の提案> ○選択的介護関係(通知) ○在留資格関係(告示・通知)



告示・通知レベルでも様々な規制・ルール。これらを突破する必要。

下支え

国家戦略特区制度の徹底活用